

(様式1)

動物実験に対する自己点検・評価報告書

青森県衛生研究所

令和7年 3月27 日

I. 規程及び体制等の整備状況

1. 機関内規程

動物実験に対する自己点検・評価報告書 ☒ 基本指針に適合する機関内規程が定められている。 ☐ 機関内規程は定められているが、一部に改善すべき点がある。 ☐ 機関内規程が定められていない。
2) 自己点検の対象とした資料 ・青森県衛生研究所動物実験規程 ・青森県衛生研究所動物実験緊急時の対応マニュアル ・青森県衛生研究所における逸走動物捕獲マニュアル ・自己点検実施要領 ・実験動物飼育管理規定 ・実験動物舎管理標準作業書 ・実験用マウス検収及び飼育標準作業書 ・ホタテガイの麻痺性貝毒検査実施標準作業書 ・麻痺性貝毒(AOAC)検査実施標準作業書
3) 評価結果の判断理由(改善すべき点があれば、明記する。) 前年度の指摘事項であった規程内に追加・修正すべき条項(所長の責務等)について改善されていた。
4) 改善の方針、達成予定時期

2. 動物実験委員会

1) 評価結果 ☒ 基本指針に適合する動物実験委員会が置かれている。 ☐ 動物実験委員会は置かれているが、一部に改善すべき点がある。 ☐ 動物実験委員会は置かれていない。
2) 自己点検の対象とした資料 ・青森県衛生研究所動物実験規程 ・自己点検実施要領 ・動物実験管理体制図 ・青森県衛生研究所動物実験委員会組織(1.動物実験委員会委員、2.動物実験実施者、3.飼養保管施設管理)
3) 評価結果の判断理由(改善すべき点があれば、明記する。) 前年度の指摘事項であった自己点検の内容(項目の標記)について改善されていた。
4) 改善の方針、達成予定時期

3. 動物実験の実施体制

(動物実験計画書の立案、審査、承認、結果報告の実施体制が定められているか?)

1) 評価結果 ☒ 基本指針に適合し、動物実験の実施体制が定められている。 ☐ 動物実験の実施体制が定められているが、一部に改善すべき点がある。 ☐ 動物実験の実施体制が定められていない。
2) 自己点検の対象とした資料 ・青森県衛生研究所動物実験規程 ・自己点検実施要領 青森県衛生研究所動物実験緊急時の対応マニュアル ・青森県衛生研究所における逸走動物捕獲マニュアル ・動物実験計画書(様式1) ・動物実験(変更追加)承認申請書(様式2) ・動物実験(終了・中止)報告書(様式3) ・動物実験実施状況結果報告書(様式4) ・飼養保管設備承認申請書(様式5) ・実験室設置承認申請書(様式6) ・施設等廃止届(様式7)
3) 評価結果の判断理由(改善すべき点があれば、明記する。)

4) 改善の方針、達成予定時期

4.安全管理に注意を要する動物実験の実施体制

(遺伝子組換え動物実験、感染動物実験等の実施体制が定められているか?)

- ☐ 基本指針に適合し、安全管理に注意を要する動物実験の実施体制が定められている。
- ☐ 安全管理に注意を要する動物実験の実施体制が定められているが、一部に改善すべき点がある。
- ☐ 安全管理に注意を要する動物実験の実施体制が定められていない。
- 該当する動物実験は行われていない。

2) 自己点検の対象とした資料

3) 評価結果の判断理由(改善すべき点があれば、明記する。)

4) 改善の方針、達成予定時期

5.実験動物の飼養保管の体制

(機関内における実験動物の飼養保管施設が把握され、施設に動物実験責任者が置かれているか?)

1) 評価結果

- 基本指針や実験動物飼養保管基準に適合し、適正な飼養保管の体制である。
- ☐ 概ね良好であるが、一部に改善すべき点がある。
- ☐ 多くの改善すべき点がある。

2) 自己点検の対象とした資料

・青森県衛生研究所動物実験規程 ・自己点検実施要領 ・青森県衛生研究所動物実験緊急時の対応マニュアル ・青森県衛生研究所における逸走動物捕獲マニュアル ・動物飼育管理规定 ・実験動物舎管理標準作業書 ・実験用マウス搬入及び検収標準作業書 ・実験用マウス飼育標準作業書 ・ホタテガイの麻痺性貝毒検査実施標準作業書 ・麻痺性貝毒検査実施標準作業書 ・青森県衛生研究所動物実験委員会組織(1.動物実験委員会委員、2.動物実験実施者、3.飼養保管施設管理)

3) 評価結果の判断理由(改善すべき点があれば、明記する。)

4) 改善の方針、達成予定時期

6.その他(動物実験の実施体制において、特記すべき取組及びその点・評価結果)

II. 規程及び体制等の実施状況

1. 動物実験に対する自己点検・評価報告書

(動物実験委員会は、機関内規程に定めた機能を果たしているか?)

1) 評価結果 ☒ 基本指針に適合し適正に機能している。 ☐ 概ね良好であるが、一部に改善すべき点がある。 ☐ 多くの改善すべき点がある。
2) 自己点検の対象とした資料 ・青森県衛生研究所動物実験規程 ・青森県衛生研究所動物実験緊急時の対応マニュアル ・青森県衛生研究所における逸走動物捕獲マニュアル ・青森県衛生研究所動物実験委員会組織(1.動物実験委員会委員、2.動物実験実施者、3.飼養保管施設管理) ・2024年度動物実験委員会会議録(第1回2024.4.23開催)
3) 評価結果の判断理由(改善すべき点があれば、明記する。) 資料を確認した結果、規定に基づき開催されていた。
4) 改善の方針、達成予定時期

2. 動物実験の実施状況

(動物実験計画書の立案、審査、承認、結果報告がなされているか?)

1) 評価結果 ☒ 基本指針に適合し、適正に動物実験が実施されている。 ☐ 概ね良好であるが、一部に改善すべき点がある。 ☐ 多くの改善すべき点がある。
2) 自己点検の対象とした資料 ・2024年度動物実験計画書 1件(2024-2) ・2024年度動物実験実施結果報告書 1件(2024-2)
3) 評価結果の判断理由(改善すべき点があれば、明記する。) 計画書が提出され、これに基づいて実施し、結果が報告されていた。
4) 改善の方針、達成予定時期

3. 安全管理を要する動物実験の実施状況

(当該実験が安全に実施されているか?)

1) 評価結果 ☐ 基本指針に適合し、当該実験が適正に実施されている。 ☐ 概ね良好であるが、一部に改善すべき点がある。 ☐ 多くの改善すべき点がある。 ☒ 該当する動物実験は、行われていない。
2) 自己点検の対象とした資料
3) 評価結果の判断理由(改善すべき点があれば、明記する。)

4.実験動物の飼養保管状況

(実験動物管理者(当所:管理者)の活動は適切か?飼養保管は飼養保管手順等により適正に実施されているか?)

1) 評価結果 ☒ 基本指針や実験動物飼養保管基準に適合し、適正に実施されている。 ☐ 概ね良好であるが、一部に改善すべき点がある。 ☐ 多くの改善すべき点がある。
2) 自己点検の対象とした資料 ・青森県衛生研究所動物実験委員会組織・実験動物飼育管理規定・実験動物舎管理標準作業書・実験用マウス検収及び飼育標準作業書・動物舎内記録(入退室記録、飼育室温度、湿度等記録、廃棄記録など)
3) 評価結果の判断理由(改善すべき点があれば、明記する。) 標準作業書に基づき、適正に実施されていた。
4) 改善の方針、達成予定時期

5.施設等の維持管理の状況

(飼養保管施設は適正な維持管理が実施されているか?修理等の必要な施設や設備に、改善計画は立てられているか?)

1) 評価結果 ☒ 基本指針や実験動物飼養保管基準に適合し、適正に維持管理されている。 ☐ 概ね良好であるが、一部に改善すべき点がある。 ☐ 多くの改善すべき点がある。
2) 自己点検の対象とした資料 ・実験動物舎管理標準作業書・実験用マウス搬入及び検収標準作業書・実験用マウス飼育標準作業書・動物舎内記録(入退室記録、飼育室温度、湿度等記録、廃棄記録など)
3) 評価結果の判断理由(改善すべき点があれば、明記する。) 資料及び施設確認により、適正に維持管理されていることを確認した。
4) 改善の方針、達成予定時期

6.教育訓練の実施状況

(実験動物管理者(当所:管理者)、動物実験実施者、飼養者等に対する教育訓練を実施しているか?)

1) 評価結果 ☒ 基本指針や実験動物飼養保管基準に適合し、適正に維持管理されている。 ☐ 概ね良好であるが、一部に改善すべき点がある。 ☐ 多くの改善すべき点がある。
2) 自己点検の対象とした資料 ・2024年度動物飼育管理に関する内部研修報告(2024年5月7日実施) (研修内容:4月:動物実験規程、実験動物等に関する法律・指針、センターにおけるマウス飼育～MBA業務について) ・動物実験管理体制図(2024年版)
3) 評価結果の判断理由(改善すべき点があれば、明記する。) 資料を確認した結果、適切に実施されていた。
4) 改善の方針、達成予定時期

7.自己点検・評価、情報公開

(基本指針への適合性に関する自己点検・評価、関連事項の情報公開をしているか?)

1) 評価結果 ☒ 基本指針や実験動物飼養保管基準に適合し、適正に実施されている。 ☐ 概ね良好であるが、一部に改善すべき点がある。 ☐ 多くの改善すべき点がある。
2) 自己点検の対象とした資料 ・青森県衛生研究所動物実験規程 ・青森県HP
3) 評価結果の判断理由(改善すべき点があれば、明記する。) 前年度の自己点検・評価で指摘のあった事項について改善された。
4) 改善の方針、達成予定時期

動物実験委員会委員長 署名 井上 治

2025 年 3 月 25 日

青森県衛生研究所長 署名 長谷川 寿夫

2025 年 3 月 27 日 承認